

高額障害福祉サービス費の申請手続きについて

令和8年3月

『高額障害福祉サービス費』とは、同一世帯で複数のサービスを利用する場合などで、月ごとに世帯での利用者負担額の合算額が基準額を上回る場合に、上回って支払った金額を助成（償還払い）する制度です。一人の方が複数のサービスを利用する場合も対象となります。

1. 事例

- ① 具体例1：一般（課税）世帯で、それぞれ障害福祉サービスを利用しているAさん、Bさんが、それぞれ上限額の37,200円まで利用している場合

	Aさん	Bさん
a 利用者負担額	37,200円	37,200円
b 上記利用者負担世帯の合算額	74,400円	
c 高額障害福祉サービス費の算定基準額	37,200円	
d 高額障害福祉サービス費の助成額	<u>18,600円</u>	<u>18,600円</u>

A、Bの助成額の算定は、「 $d = (b - c) \times a / b$ 」となります。

- ② 具体例2：一般（課税）世帯で、障害児Aさんが障害福祉サービス、障害児通所支援サービスを併用して、それぞれ上限額の4,600円まで利用している場合

	Aさん	
障害者福祉サービス費	障害者福祉サービス費	障害児施設給付費
a 利用者負担額	4,600円	4,600円
b 上記利用者負担額の合算額	9,200円	
c 調整基準額（負担上限額の高い方）	4,600円	
d 高額障害福祉サービス費等の助成額	<u>2,300円</u>	<u>2,300円</u>

Aの助成額の算定は、それぞれ「 $d = (b - c) \times a / b$ 」となります。

2. 申請手続き

助成の対象となる方は、次の書類等を福祉課へ提出してください。

- ① 高額障害福祉サービス費支給申請書（障害児の通所・入所利用の場合は、2枚必要）
- ② 利用月の領収書又は利用月の請求書
（おやつ代・教材費等の実費を含まないサービス利用料が分かるもの）
- ③ 受給者証
- ④ 預金通帳の写し（支店番号、口座番号、名義人記載のページ）
（留意事項）

利用月の請求書を提出された場合、お支払いが完了している確認が必要になるため領収書、もしくは通帳の引き落とし履歴（該当ページ）の写し等のご用意もお願いいたします。

3. その他

- ① 地域生活支援事業についても同様の助成制度がありますので、ご相談ください。
- ② 不明な点などありましたらご連絡ください。

問合せ先（申請先）：柏崎市福祉保健部福祉課障害相談係 Tel 21-2357（直通）